

年金記録確認第三者委員会が スタートしました

確かに納付したにもかかわらず、年金記録や領収書などがない方々のために、ご本人の立場に立って公正に判断する仕組み「年金記録確認第三者委員会」がスタートしました。

この判断が尊重され、皆さまの年金の額に反映されます。

社会保険事務所で「年金記録がない」と言われ、ご本人も領収書などの証拠を持っていない方々のために、ご本人の立場に立って、公正に判断を行う「年金記録確認中央第三者委員会」を立ち上げました。

さらに、身近なところで対応できるよう、全都道府県（全国50か所にある管区行政評価局・行政評価事務所）に「地方第三者委員会」を発足させました。

全国の最寄りの社会保険事務所で、7月17日から「地方第三者委員会」への申込みを受け付けています。

※ 詳しくは、お近くの「社会保険事務所」にお問い合わせください。
また、「総務省のホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)」でもご案内しています。

